

平成30年度 第4回
美里町上下水道事業経営審議会会議録

平成30年9月25日開催

様式第4号（第15条関係）

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年度第4回美里町上下水道事業経営審議会

2 開催日時 平成30年9月25日（火）午後2時から午後4時15分まで

3 開催場所 美里町水道事業所2階会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

金子 浩一委員（会長）

中鉢 敏征委員（副会長）

佐々木 秀雄委員

（2）関係者

柴田 修 氏

（3）事務局

美里町水道事業所副所長 佐々木 聡

美里町水道事業所総務係長兼業務係長 高橋 勲

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議題 平成30年度美里町上下水道事業経営審議会資料説明等

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

1人

8 会議資料

・平成30年度第4回美里町上下水道事業経営審議会説明資料

開 会

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは皆様、定刻となりましたので、平成30年度第4回美里町上下水道事業経営審議会を開催いたします。

まず初めに、所長は、本日議会の最終日ということで、議会が長引きまして、そちらに出席しております。それで、今回につきましては、私佐々木と係長の高橋で運営のほうを進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず開会に当たり、本日の審議会につきましては、委員総数の2分の1以上が出席しております。よって、審議会条例第6条第2項の開催要件を満たしていることを報告いたします。

あともう一つですが、本日審議会に当たりまして、前七十七銀行小牛田支店長である松坂委員が人事異動により異動になりましたので、本日は、関係者の出席ということで、審議会条例の第7条に規定する関係者の出席を求めて意見を聞くということで、本日七十七銀行小牛田支店長の柴田様がお越しになっておりますのを申し添えさせていただきます。

それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。

開会の挨拶。金子会長様、よろしくお願いいたします。

○会長（金子浩一） 会長の金子です。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

一応、予定では第6回までに方針を確定していくということで、後半になって具体的な内容になっていきますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） ありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、先ほど冒頭に触れましたが、前七十七銀行小牛田支店長である松坂委員が異動によりかわられました。その後任の支店長ということで、柴田様がお越しになってございます。本日は関係者の意見を聞くということで、委員委嘱については後日という形になりますが、まず一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○参考人（柴田 修） 皆さんこんにちは。七十七銀行小牛田支店長の柴田でございます。

前任の松坂が9月の異動で転勤ということになりまして、9月10日から支店のほうに着任しております。ぜひ審議会の中で活発な意見ができるようにこれから頑張っていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） ありがとうございます。

それでは、2番の審議事項に入らせていただきます。金子会長、よろしくお願いいたします。

○議長（金子浩一） では、審議事項を進めてまいります。

まず（１）番、平成30年度第４回美里町上下水道事業経営審議会資料について、また本日もいただいた資料をご説明いただくということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、お願いします。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） それでは、平成30年度第４回美里町上下水道事業経営審議会説明資料について、私のほうからご説明させていただきます。

この資料に先立って、まず本日お配りさせていただいた次第のほうをご確認いただきたいと
思います。委員の皆様には先日、短い期間になりますけれども、今回の第４回の資料をお配り
させていただいておりました。その中の次第について項目を１つ追加させていただいておりま
す。本日お配りした次第の審議事項の中で、（１）から（５）番までございます。この（５）
答申（案）の作成について追加させていただきました。答申（案）につきましては、本日大枠
固めていただくような流れになるかなというふうに考えております。よろしくお願いいたしま
す。また、実際の各改定率でありますとか、（３）の基本料金の配分等についての審議会とし
ての可否につきましては、次回第５回で可否をとっていただくような形で考えております。本
日は意見聴取という形の会議になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度第４回美里町上下水道事業経営審議会説明資料についてご説明させて
いただきます。

前回までに、ご説明させていただいたのが、およそ14%の改定案というものをご説明させて
いただきました。ただ14%だけだと、もちろんほかの改定率にした場合どういう経営状況に
なるのかという部分が比較検討できませんので、今回この第４回につきましては、およそ12%
の改定案とおよそ16%の改定案、２つのシミュレーションを行ったものを資料出させていた
だいております。基本的な考え方等につきましては、前回14%改定案でご説明させていただいた
内容に準じたものになっておりますので、前回の資料を見比べながら今回のご説明を聞いてい
ただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、資料１ページからごらんいただきたいと思っております。

資料１ページですが、12%改定案の場合の総括原価を算出した資料となっております。前回
までにご説明させていただきました資料でいいますと、４ページの部分と対比できる資料とな
っているというところがございます。見ていただきますと、算出の前提条件等は変えておりま
せん。平成31年10月から平成36年３月までの４年６カ月の料金算定期間とさせていただいてお
ります。

変更した部分について、ご説明させていただきたいと思います。資料の中段あたりに、資本費用の中の資産維持費という欄がございます。第2回でもお話しさせていただいた部分ではございますが、この資産維持費が料金の改定率を調整する部分となっております。資産維持費の算定の方法につきましては、14%改定案の場合ですと、中段あたりに資産維持費算定という表がございます。ここの資産維持率という部分ですね。今回、お示しさせていただいている資料の部分ですと、0.50%となっている部分です。前回14%改定案の場合ですと、ここを0.75%に設定しておりました。この部分は総括原価の中で企業の利益をある程度調整できる部分となっております。仮にこの資産維持率を0.50%に設定をして計算をしますと、総括原価の総計欄、資料の1ページの中段あたりに入れてあります30億9,278万9,000円という数字の部分ですね。資産維持率0.50%に設定すると、総括原価がこちらの数字になるという部分です。

なお、前回までご説明させていただいた14%改定案になりますと、前回の資料の4ページになるのですが、31億5,071万8,000円という数字があるかと思えます。総括原価がこのように資産維持率を調整することによりまして変更になる部分となっております。中段から下段にかかりまして、総括原価に従って料金改定率を算出しますと、色抜きで書かせていただいております11.75%、およそ12%という改定案となってきます。

次に、2ページに進ませさせていただきたいと思います。

これらを踏まえまして、総括原価を性質別及び部門別に分解、さらに再集計したのが2ページの部分となっております。基本的な考え方は、前回まででご説明した部分と変わっておりません。ただ、総括原価が変更になったことによりまして、量水器関係費でありますとか固定費、この部分の若干数字が変動しております。前回まででご説明させていただいた資料の8ページに相当する部分となっております。見ていただくとおわかりのとおり、検針集金関係費、これにつきましては変動ございません。ただ、量水器関係費の部分でありますとか固定費の部分が若干数値下がっています。これが先ほど調整しました資産維持率、資産維持費の部分で下がった部分となっております。それ以外の項目につきましては、基本変動がない部分となっております。

これらを踏まえまして、検針集金関係費の配賦を示したものが3ページとなっております。検針集金関係費につきましては、年間の調定件数で総額を割って、1件1月当たりの配賦額を算定しています。これにつきましては前回ご説明させていただいたものと変わらない部分で、次の4ページ、量水器関係費の配賦につきましても同様、これまでご説明させていただいた内容と変更してない部分となっております。

こういった形で総括原価が下がったことによる影響が一目でわかるのが、7ページになります。

前回もお示しさせていただいたように、7ページが各口径別、あとまた水量料金を計算した配分原価集計表というものになってきます。見ていただきたいのが、資料の中段から下の基本料金の料金表の部分になってまいります。ここで改めて配分の考え方についてお示しさせていただきたいと思います。前回14%改定案の中でもご説明させていただいたように、各口径、個別原価で考えた場合ですと改定率にばらつきがございました。そのため13ミリ、20ミリ以外の口径につきましては、改定率の目標値であるおよそ14%の調整をさせていただいて、その上で20ミリ、13ミリの改定率も引き下げることができるという説明をさせていただいたところになります。

今回、12%改定案におきましても、25ミリから100ミリの基本料金の改定率、ここを一律におよそ12%させていただくような設定をしております。前回の場合だと、ここが一律に14%とさせていただいた部分ですね。今回12%で試算をさせていただきますと、まず13ミリの改定率が税抜きのもので28.4%という形になります。20ミリのほうが31.0%の改定率となります。それ以外、25ミリから100ミリにつきましてはおよそ12%の改定率となります。前回までお示しさせていただいたところの18ページと、算定方法の考え方を基本同一にして試算したものとなっております。

なおここで、前回もお話しさせていただいた部分になるのですが、水量料金の考え方の部分です。7ページの表をごらんいただきたいと思いますが、総括原価による算定でいいますと、水量料金につきましては201.78円で、これらを四捨五入させていただいて202.00円というのが水量料金の基本単価になってきます。ただ、本町では集会所等について特別料金体系を採用していますので、その部分について、水量料金のほうで補填させていただく必要がございます。補填額1円を含めた額として203円の水量料金という設定になっております。

これらを踏まえて、基本料金と水量料金合わせた改定がどのぐらいの改定案になるかという部分が、8ページでお示しさせていただいている部分になります。

メーター口径別1カ月当たりの平均水道料金①とさせていただいている部分です。13ミリの口径の平均の1カ月当たりの使用量が15 m^3 となりますので、では15 m^3 をお使いになると設定した場合に、現行料金体系と改定料金体系、これらを比較してどの程度の料金上げ幅になるのかをお示ししております。それらを踏まえた上での改定率というのが、税抜きのもので一番右側のほうに出させていただいている部分になります。

ご注目いただきたいのが、色抜きさせていただいております税抜改定率（％）というものです。前回までにお示しさせていただいた資料の19ページに相当する部分になります。見ていただくとおわかりのとおり、12％の改定案にしますと、13ミリが、前回の14％改定案だと13.66％の改定率だったのに対しまして、12％改定案ですと11.47％まで下がるような形になります。各口径とも同様に、改定率が12％改定案だとやはり下がるような試算となります。

次に、中段あたりに水量料金を逓増性にした場合の料金設定というものをお示しさせていただいております。これも前回14％改定案のときにお示しさせていただいたものと同様です。基本、今回の総括原価による水量料金改定案につきましては、水量料金の部分につきましては203円という設定をさせていただいております。これを10^m以下、11^m以上によって料金を逓増体系にした場合、194円と210円という案をまず一つ設定させていただきました。194円、210円に分解した場合ですけれども、①の203円のパターンと比較した場合というのが、一番右側にございます改定料金①②の差という部分になります。②から①を差し引きとさせていただきますと、色抜きさせていただいております、円単位で398万9,684円、分解したほうがおおよそ400万円収益が増加するような料金体系になっております。では、次に10立米以下の料金を194円から193円に変更した場合どうかという部分です。そうしますと、①と②の差が11万9,740円と大分縮まることにはなるのですが、この場合だと表記のとおり三角がついてしまい、マイナス域にいてしまいます。総括原価を割り込むような形になるので、この案につきましては採用が難しい部分があると考えております。

次にもう一案、3番目の案ですが、改定料金体系の分解案190円、213円という案がございます。この分解案に調整させていただくと、①と②の差で511万2,488円、分解案のほう収益が多くなるような形になります。それらを比較したものが、メーター口径別1カ月当たりの平均水道料金②とメーター口径別1カ月当たりの平均水道料金③のものになっております。

こちらこの表を見ていきますと、やはり一番上でお示しさせていただいた案のもの、水量料金を一本で資産したものよりも改定率が引き下がるような試算になります。改定率のほう見ていただければと思います。13ミリの改定率税抜きのものが、①のものだと11.47％だったものが10.10％まで、③案だとさらに引き下がりがまして9.28％まで引き下がるような試算となります。

ただ、前回お話しさせていただいたとおり、水量料金の部分につきましては、逓増制を強く設定しますと水需要の低下を招きかねない点がございます。そのため、今回お示ししております資料については、この②案、194円、210円のパターンを、次のページ以降はこちらの数字で

資料のほうを作成させていただいている部分となっております。

次に、9ページに進んでいただければと思います。

9ページにつきましては、先ほど8ページでご説明させていただいた194円、210円に水量料金を設定した場合の試算表となっております。

なお、9ページの一番左下の表、水量料金という部分ごらんいただければと思います。改定料金の税抜きが194円、210円となっております。税抜きにしますと改定率7.8%、0.0%、実質11㎡以上の料金については210円を採用する場合だと据え置きになります。ここが一つポイントと考えております。先ほども申し上げましたように、水需要低下を招かないようにするとい視点で、今回こういった形で料金の設定をさせていただいたところとなっております。

それを踏まえまして、10ページ、11ページになります。

実際、これらの料金表を落とし込んで給水収益がどのくらいになるのかという部分が、10ページ、11ページの部分の資料となります。一番上段のほうに括弧書きで、水量料金203円のパターンというふうにさせていただいております。203円のパターンにつきましては、下のほうを見ていただきますと、給水収益の合計という部分、色塗りさせていただいております。30億9,092万9,643円となっている部分です。改定率が11.68%となるものです。欄外にマイナス表の数字が出ております。マイナス表記の1つ上が総括原価になります。総括原価で設定しておりますのが30億9,278万9,000円という数値になります。差し引きますと185万9,357円、総括原価に若干満たない数字になるという部分になります。基本総括原価に満たない案というのは、問題があるというふうに考えておりますが、水量料金、ここを例えば203円を204円にしまうと、900万円ほど給水収益が上がってしまいます。もちろんこれを成案で採用した場合、そういう調整も必要かとは思いますが、次のページをご説明することで、ある程度比較ができると考えております。

次のページ、11ページが水量料金逓増版ということで、194円、210円に水量料金を分解した場合の案となります。分解すると、203円のパターンよりも給水収益が上がる部分がございます。一番表の下のほうを見ていただくとおわかりのとおり、欄外の数字もマイナス表記が消えて206万8,130円ほど総括原価を上回る給水収益となっております。基本、この2つの案を見比べていただくとおわかりのとおりで、逓増制を採用した場合、こういった形で給水収益が若干上がることとなります。それに伴いまして、11.83%と改定率も、比較していただくと上がる部分がございます。

これらを踏まえまして、投資・財政計画（収支計画）のほうに落とし込んだのが、12ページ、

13ページの部分になります。

12ページ、13ページの部分ごらんいただきたいと思います。

まず一つ、料金収入となっている部分、色つけさせていただいている部分ですね、これが203円のパターンでおつくりしているものになります。このように平成31年から徐々に徐々に回復していくような形になります。平成31年が若干低いのは、どうしても平成31年の10月に料金改定を行う形になりますと実質7カ月分の料金が現行の料金体系で収益を上げる部分、残り5カ月分が改定後の料金体系で上げる部分になってきますので、その影響で平成32年度以降の料金より若干低くなっているという部分になっております。こういった形で料金改定を行いますと、収益のほうは確実に上がっていきませんが、やはり人口減少等の影響によりまして平成40年度になりますと6億7,797万5,000円という形で、やはり徐々に徐々に減少していくのが見えます。

次にご注目いただきたいのが、当期純利益の部分です。料金の収納の額も含めました純利益の部分です。平成29年度3,500万円程度純利益が上がっていたものが、平成30年度を見ますと1,491万5,000円という見込みとなっております。料金改定を予定しています平成31年度につきましては2,500万円程度です。平成32年度につきましてはさらに落ち込み、547万1,000円しか上がらないような見込みとなります。ただ、平成33年度以降につきましては、大体8,000万円から7,000万円くらいの収益が上がる見込みとなっております。なお、第2回、第3回でお示しさせていただいた資料の24ページと相応する部分となっております。比較していただくとおわかりのとおり、14%改定案に比べまして大体1,500万円程度減収となるという見方、比較ができると考えております。

もう一つご確認いただきたいのが、現金預金残高の部分になります。平成29年度決算で5億3,000万円ほど現金を保有しております。平成30年度にいけますとこちらが4億円を下回るような現金推移になります。その後もかなり苦しい現金推移を描きます。平成31年度で3億7,683万3,000円でありますとか、大体3億7,000万円くらいの推移を、平成35年度まで4億円を割り込むような推移を、平成35年度までちょっと続くような試算となっております。平成36年度からようやく現金が徐々に徐々に増加に転じて、4億円台まで回復するのが平成36年度の見込みとなっております。

さらにその下、流動比率です。平成29年度で流動比率が150%になっているのですが、その後やはり平成31年度、平成32年度、平成33年度につきましては130%台まで落ち込むような試算になります。第2回するときにもここをご説明させていただいている部分になるのですが、水

道事業の全国平均の流動比率がおよそ250%程度となっていますので、やはりこれを見ましても、本町の水道事業会計の現金の保有残高が少ないということがはっきり言えるという部分でございませう。ようやく平成38年度に200%手前まで回復するような格好にはなりますが、平成31年度から平成35年度までが150%を割り込む、12%改定案は非常に現金推移的にはかなり厳しい水準の改定率というふうになっております。

13ページにつきましては基本大きな変更はございませんが、13ページで見ていただきたい部分がございます。それが13ページの資料の色抜きさせていただいている部分の中で、利益剰余金残高うち積立金残高という部分でございます。利益剰余金残高につきましては、資本的収支の補填財源として使わせていただくことで、企業債の償還でありますとか、建設改良費の支払い等を回していく部分になっております。本町の水道事業会計では当期純利益が不足しているため、過去の積立金をこのように取り崩して経営を回しているような状況になっています。ご注目いただきたいのが、平成33年度です。平成33年度ですが、うち積立金残高のところ为空欄になっております。ここがもう積立金を全て使い尽くしてしまう見込みの年度となっております。

その場合どうなるのかという点についてご説明させていただきます。積立金について全て使い尽くしてしまいますと、例えば平成33年度に上がっている当年度の純利益7,993万3,000円という数字があるのですが、本来ですと議会の議決をいただいた後に積立金に積み直すような経理を行います。この年度につきましては、議会の議決をいただく前にこの利益を先食いしないと不足額の補填ができない年度となっております。12%改定案の場合ですと、かなり厳しい経営状況になってくるのかなという部分、現金の推移も含めましてかなり厳しい推移になってくるのかなというふうに考えている部分になります。

次に、14ページ、15ページお聞きいただきたいと思います。

次が、水量料金を逡増制にした場合の194円、210円の案をこちら投資・財政計画（収支計画）に落とし込んだものとなっております。基本的な推移については、先ほどの12ページ、13ページの案と大きくは変わりません。ただ、水量料金が逡増制をとった場合ですと収益が増加します。その部分が影響しまして、若干数字のほうは向上しているものとなっております。同じように当期純利益と見ていただくと、やはり14%改定案と比べまして、大体1,500万円から1,700万円程度が落ち込むような形になります。先ほどの203円のパターンと比べましても推移については同様な推移を描くようなものとなっております。逡増制をとった場合でも、やはり積立金の部分は全部使い尽くしてしまうような推移になるかなと、15ページの案と同様の推移

になるかなというふうに考えております。

次に、17ページごらんいただきたいと思います。

17ページが、今度は16%改定案で比較検討するとどうだろうかということの部分の資料となります。17ページの資産維持率をごらんいただきたいと思います。資産維持費算定の部分、資産維持率、12%改定案ですと0.50%にしたものを、今度は1%に変更して算定をしております。それに伴いまして、総括原価も総額になっております。総括原価、総計欄の部分に中段あたりに出させていただきます。32億865万1,000円という数字ですね。これが16%改定案の総括原価となってきます。料金改定率が15.94%、およそ16%というふうになるものになっております。基本的な考え方は12%、また以前お話しさせていただいた14%改定案と同様の形で算定していきます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

18ページの変動している部分をご説明させていただきます。

まず、量水器関係費の部分ですが、こちらが12%改定案と比較していただいてもおわかりいただけるかと思いますが、総括原価を調整したことによりまして、こちらが数字のほうが増加しております。同じく固定費の部分も同様に、12%改定案より増加しております。こちらをもとに、同じように検針集金関係費の配賦であったり、量水器関係費の配賦を行っていくようなものになっております。

基本的な考え方、算定方法については先ほどご説明させていただいたものに準じているものになっておりますので、資料23ページまで説明を割愛させていただきたいと思います。

資料23ページをお開きいただきたいと思います。

中段あたりにございます、基本料金の料金表です。13ミリの改定率、20ミリの改定率につきましてはこれまでと同様ある一定程度賦課させていただくような考え方ですが、25ミリから100ミリにつきましては、ここを先ほど12%というふうに設定したものを今度はおおよそ16%に設定させていただいて、こちらの料金表を作成させていただいております。おおよそ16%の改定率を25ミリから100ミリに分配すると、13ミリ、20ミリの改定率が、ここにございますとおり13ミリが32.1%、20ミリについては36.2%まで引き上がるような試算となります。前回お示しさせていただいております14%と比較しましても、13ミリが14%改定案ですと改定率が30.9%でしたので、それが32.1%まで上がっていると。また、20ミリの改定案につきましても、前回14%改定案だったら33.9%だったものが、36.2%まで上がるような試算となります。

なお、集会所用の特別料金体系の補填を含めた水量料金の部分になります。前回までの資料

ですと、ここを1円補填を含めた額という形にさせていただければ何とか総括原価をクリアできたものが、こちら16%改定案ですと2円ほど引き上げないと補填ができない、総括原価に届かないような試算になるという部分、ここが12%、14%と異なる部分になっております。

それを踏まえたのが、24ページのメーター口径別1カ月当たりの平均水道料金になっております。見ていただきますと、改定率の部分で、13ミリで15^m水量を使われたご家庭の場合ですと改定率が15.57%、20ミリですと18.76%となります。やはり14%改定率よりもこちらの部分はしっかりと上がるような試算になっております。これにつきましては、各口径とも同様な推移が見られるかなというふうに思います。

また、16%改定案で逡増制を採用した場合の料金設定というのが次のものになっております。水量料金を一本の体系とした場合ですと、211円が改定案になっております。これが改定料金①に相当する部分になります。また、改定料金体系分解案というものがございまして。これがまず初めに206円、215円に設定させていただいたものになります。それが改定料金②という部分です。①と②の部分の差を勘案しますと、286万6,880円ほど分解案のほうが収益が上がるような試算となります。仮にこの分解案のほうの10^m以下の部分を1円引き下げまして205円にした場合、①と②を見比べていただきますと、マイナス124万2,544円となってしまいます。

さらに、第3案といたしまして、204円、216円の改定料金体系の分解案を作成してみました。ここですが、一番バランスがとれているのがこの3つ目の案、204円、216円の案になるかと思っております。②と①の差を確認しますと、50万1,532円までとどまるような試算となります。

ただこちらは、次のページ、先に26ページ、27ページ見ていただきたいと思っております。

211円の案でいきますと、総括原価に123万1,920円ほどちょっと足りないような試算になるという部分ございまして。基本各種端数調整の関係の影響というふうに考えております。

なお、先ほどの24ページで、事務局で採用させていただいたのが、206円、215円のパターンで考えさせていただきました。先ほどの12%改定案のほうでもお話しさせていただいた部分ですが、基本的には11^m以上の料金を余り引き上げると、水需要の低下を招きく可能性があるのと考えております。そのため、後段の資料につきましては、206円、215円のパターンで水量料金を設定させていただいたような試算になります。なおかつ、総括原価を割り込んでいる部分を、この分解案ですとカバーできるという点がございましたので、27ページ以降の資料につきましては、206円、215円で試算をさせていただいたものになっております。そうしますと、27ページの資料見ていただくとおわかりのとおり、総括原価を154万1,423円上回るような料金設定、料金体系になるのがご確認いただけるかと思っております。

それらを踏まえました投資・財政計画が28ページ、29ページになってまいります。

こちら料金収入のほうもこれまでお示した12%、14%改定案に比べて大きく上がるような試算となります。14%の改定案と比べましても大きく上がります。1,300万円程度増加するような見込みとなります。

ご確認いただきたいのが、当期純利益の部分になっております。平成31年度でも3,700万円程度の純利益が上げられるような試算になります。また、平成32年度におきましても3,191万2,000円程度の純利益。平成33年度につきましては、こちら1億632万2,000円程度の純利益が上がるような試算になります。純利益の幅にしてみますと、大体1億円から9,500万円以上の水準で推移するような試算となっております。

次にご確認いただきたいのが、現金預金の部分です。平成31年度で3億8,787万3,000円、ここを底にして、平成32年度で4億円台まで回復するような推移となります。平成40年度までいきますと、平成30年度と比較した場合ですが、平成30年度が3億9,461万2,000円の現金保有だったものが、平成40年度までいきますと8億6,471万2,000円まで回復するような推移となります。現金保有ベースで考えますと大分余裕を持った経営ができる水準まで回復するのかなというふうを考えております。

もう一つ、流動比率をごらんいただきたいと思います。一番底が平成31年度の145%、こちらを底にしまして、平成33年度には155.6%と現行を上回る水準の流動比率となってきます。平成36年度には200%台まで流動比率が回復するような推移となります。

あわせて29ページもごらんいただきたいと思います。

29ページが、先ほどもご説明申し上げました積立金残高の部分を見ていただきたいと思います。積立金は平成33年度の3,592万2,000円、ここを底にしまして回復傾向で推移するという試算となります。積立金を消失させることなく経営を回せる水準にはなっているのかなというふうを考えております。

次のページごらんいただきたいと思います。30ページ、31ページです。

逓増料金体系をとった場合も、基本的には同様推移を描くような形になります。ただ、先ほどの資料でご説明させていただいたとおり、逓増料金体系をとったほうが収益的には増加という形で見込むことができる部分にはなりません。現金も順調な推移で回復してくる部分がございます。積立金についても、3,682万1,000円という平成33年度の数字を底にしまして回復基調で推移できるのかなというふう考えている部分となっております。

第4回の資料の説明については以上となります。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

それでは質疑応答で、（１）でありますけれども、今全体の案、全体の説明をしていただきましたけれども、まずきょうの説明に何か質問などございましたら、委員の皆様よろしく願いたいと思います。

一応本日の資料に関しては特にご質問などよろしいですか。（２）以降でまた議論をしているうちに出てくるかなという感じはするんですけれども。前々回に14%の案でやってみたら、類似の形式だと数字に関してはどうなるかという説明は、多分前々回で皆さんご理解されていたと思うので、多分わかりやすかったのかなと。

では、（１）に関しては皆さん質問はないということで一旦閉じさせていただいて、この後細かいところが出てきたらまた随時質問させていただければと思います。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） 議長、もしよろしければ、これから10分間の休憩をしてもよろしいでしょうか。

○議長（金子浩一） はい、わかりました。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは、これから10分間の休憩をしたいと思います。3時5分までです。

休 憩

再 開

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは、再開させていただいてよろしいでしょうか。金子議長様、よろしくお願いします。

○議長（金子浩一） では、引き続き（２）以降を進めてまいりたいと思います。

今お話あったとおり、全体から見ると、一応きょうは議決というか可決ではないのですけれどもおおまかな方向と意見を聞いて、方向性を決めて、次回2週間後に案が一旦出てきて、そこでもう一回おかしな点があれば修正して、最終的に答申という流れでよろしいんですね。（「はい」の声あり）わかりました。

では、それを踏まえまして、まず事項のまとめにいきたいと思います。

（２）水道料金改定率についてで、大ざっぱにいうと12%、14%、16%と3つの案をお示しいただいて、この中からどうするかというところかと思うのですけれども、まずご意見をご自由にいただければと思いますので、どうぞ何かご意見ありましたらよろしくお願いします。

では、佐々木委員をお願いします。

○委員（佐々木秀雄）　今までご説明いただいた中で、総合的に私なりに思ったことをお話ししたいんですけども、まず最初に町からの諮問された内容を照らし合わせてみますと、やっぱり14%、これは諮問内容に改定率は14%以上という表記がされておりますから、一応それを14%で見ていきますと、経営における基本目標というところで、収益的収支を黒字化するというところをうたっておりますけれども、14%で見た場合、収益的収入が7億4,000万円ほどですか、それから支出のほうは6億5,000万円ほどで、9,000万円の黒字になります。

それから、次の算定期間終了時の流動比率、これは平成35年度ですかね、このときの流動比率をおおむね200%以上とするということになっておりまして、このことについて、私も計算してきまして、14%の場合の流動比率というのは171%ぐらい、それから16%でも191%、16%ですとやや200%に近いパーセンテージになるようですけども、これ以上目指すのならばもっともっと改定率をあげなきゃいけないのかなということを感じたのですけれども。

それから、この平成35年度末の現金預金残高が4億5,000万円ということですが、これも14%にするとようやくクリア、4億5,800万円ぐらいになるようですので、何とかその辺はクリアできるのかなと。

それから、現金の預金残高、平成38年度まで約6億円を確保するという諮問内容でございますけれども、14%だと辛うじて約6億1,000万円、16%で約7億200万円となります。現金預金残高、平成38年までに6億円確保するという諮問内容でございましたのが、これからすると14%でも約6億1,000万円ですか、クリアしているのかなということからすると、私の思ったことですけども、14%がいいところかなというふうに感じたところでございます。

ただ、もっと安全圏に入るには16%でもより安心できる部分だろうと、ただ私住民サイドの立場から考えると、値上げだなんていうと相当に抵抗感を感じるのかなと、それはもちろん十分ご説明されるでしょうから、その辺のところを勘案すると、私は14%がベストかなというふうに思ったところですけども。

○議長（金子浩一）　ありがとうございます。

もともとの諮問の部分から書かれた幾つかの指標、数値を見ていただいた上で14%案だとクリアできるということで、14%だと大丈夫だと。現実、16%は厳しいんじゃないかということで。一応そのほかのご意見ありましたらよろしくお願いします。

○委員（中鉢敏征）　よろしいですか。

水道料金算定要領というのがありますね。これの料金算定期間というのは3年から5年というふうになっています。ですから、今佐々木委員がおっしゃった、むしろ16%だとずっと安定

なんだけれども、余りにも急に値上げすると住民負担も大変厳しいと。すると14%ぐらいにしておいて、また3年から5年が経過したときにまた見直しをかけるとかということになれば、佐々木委員のお話もわかるねというふうに思いました。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

現在、目の前にあるところでやっぱり14%改定をと、また様子を見てさらなる値上げはそのときまた考えるというご意見をいただきました。

○委員（佐々木秀雄） これは、算定期間というのは平成31年の10月から平成36年の3月まで4年と6カ月の期間ですね。そうしますと、仮に14%の改定率に持って行って、この算定期間が過ぎた段階でまたこれを、この期間をずっと見直していくという考え方ですか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず今回、先ほど佐々木委員、中鉢委員からもお話ありましたとおり、今回の算定期間につきましては平成31年10月から平成36年3月まで4年半の期間で考えております。ここが一つポイントとなりまして、当然余り長い料金算定期間をとるのは、日本水道協会の算定要領上でも余り想定していない部分になります。料金算定を行うに当たってのこの推計は、後年に行くほどいずれも大きくなるものと考えております。特に、給水収益は人口減少の影響や気象条件等に大きく左右される部分がございますので、基本、次期の料金算定期間につきましては、平成36年4月からまた3年間又は5年間の期間で再算定をしなければならないというふうに考えております。次の期間につきましても、再度総括原価から数字を一個一個積み直していくことで適正な料金を設定していくようになると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。また料率をまずある程度決めて、また（3）、（4）へということで。（「1つだけ」の声あり）柴田さん、お願いします。

○参考人（柴田 修） 安定した計画運営という部分が非常に大事になってくると思いますが、今回の12%、16%の投資・財政計画を拝見しますと、12%のほうはやはり流動比率の絡みと、あと積み立てが枯渇してしましまして全額、不足額を補填が先行するというような形になりますと、かなり不安定な運営状況になるのかなというのを率直に感じます。

もう一点は、水道の設備の問題もありますけれども、不測の事態が発生した場合の計画の中身について、やはりぎりぎりのラインで、実際には積み立ても割り込んでしまうようなラインで行ってしまうというのはリスク度合いが大きいかなというふうにも感じていまして、やはり12%の水準というのはやや現実的ではないのかなというふうに感じております。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

12%案は、ちょっと現実的に経営の部分では難しいかなというご意見でした。

そうしますと、どうでしょう、現時点で14%のご意見というところが一つの共通で納得がいく水準かなと思いますが、ちょっとこれ決定ではないのでということで、とにかく再来週に向けて、では14%でいったらどうすべきかというのを（3）、（4）でまた審議していくという形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、どうもご意見ありがとうございました。

では、次に（3）基本料金の配分について、ご意見などありましたらお願いしたいと思えます。（「はい」の声あり）

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） （3）についてご審議いただく前に、事務局から補足説明させていただきたいと思えます。第2回でお渡ししていた資料で、16ページをごらんいただきたいと思えます。

16ページの基本料金の中段から下の部分に基本料金の料金表を載せさせていただいております。ここにございますとおり、この総括原価というのは個別に口径ごとに各種費用を積算して、こういった形で料金を設定させていただくような考え方のものになっております。特にご注目いただきたいのが、13ミリの改定率の部分見ていただくとおわかりのとおり、メーター口径毎の個別原価の考え方を順守した場合ですと、現行の料金810円から1,210円まで上げなければいけないこととなります。改定率にしまして49.4%、20ミリにつきましては39.1%となっております。それ以外の口径につきましては、見ていただくとおわかりいただけると思えますが、30ミリから75ミリにつきましては、（「マイナスになっちゃうんだ」の声あり）はい、マイナスの料金改定率、つまり現行料金体系が大口径の利用者に多く料金をご負担いただいていることとなります。ただ、各口径の利用者の数を見ていただくとわかるのですが、同じく資料17ページ（3）準備料金に配分された固定費の配賦という部分がございます。この中で、調定件数Aというふうに資料の中で一番左側にございます。これが各口径の4年6カ月の期間で想定している調定件数になります。見ていただくとすぐにおわかりのとおり、ほとんどが13ミリ、20ミリの利用者が占めています。これは調定件数ですので、利用者数とイコールではないですけれども、基本やはり13ミリ、20ミリが本町の水道のメインユーザーであると言えます。

現行料金体系では、25ミリから100ミリの口径の利用者さんに負担していただいて、13ミリ、20ミリの料金を引き下げていた部分がありました。

18ページの今回の料金改定案につきましては、このとおり13ミリ、20ミリ、ほかの口径に比

べればやはりここを引き上げさせていただきたいと思っております。個別原価の考え方からいっても、ここにつきましてはしっかりと上げさせていただくと。ではそれ以外の口径、25ミリから100ミリの口径につきましては、一律14%の引き上げをさせていただきました。本来でしたら個別原価の考え方からいえば、料金を引き下げるような口径もあるのですが、料金改定における公平感でありますとか、依然13ミリ、20ミリを先ほどの個別原価の値に当てはめると一気に上がる部分というのはどうしてもございますので、そこを調整させていただいたのがこの18ページの料金表となっております。

ただ、ここの部分の考え方、25ミリから100ミリについて一律14%という形で引き上げをさせていただいてはいるのですけれども、公平の観点という部分でいいますと、いろいろなご意見がある部分なのかなというふうに考えております。今回の次第の中の一つとして挙げさせていただいたのが、ここの考え方について事務局案が本当に適正かどうかという部分についてご審議いただきたい部分というふうに考えております。

○議長（金子浩一） 今ご説明ありました前回の資料の18ページからですかね、13ミリ、20ミリがちょっと改定率が高くは見えているけれども、これまでの経緯で改定率が調整されているということでしたので、そこを踏まえてこの料金の設定について、またご意見などあればお伺いしたいと思います。

一応事務局に確認ですけれども、これは18ページの案を出していただいていますけれども、これを今から微調整するという感じではなくて、どちらかいうともうこれでよろしいかどうかという形で。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 微調整につきましては、これからでも可能な部分がございます。17ページごらんいただきたいと思えます。

第2回目のときにも、簡単ではございますがご説明させていただいた部分で、17ページの（2）の理論流量比と地域の需要実態という部分がございます。こちらですけれども、まずAの理論流量比という部分です。こちらが算定要領等にも公式が定められているものになっております。基本的にはこの値が流れる水量の理論値として設定されているものになっております。それに対して、Bの地域実態補正係数という部分です。これが地域の実情をもとにこれらの補正係数を設定することによりまして、設定流量比というものを算出するような流れになっていきます。ここが各口径別の配分をする一つのポイントになっております。

今回こういった形で14%一律の設定とさせていただいた場合でも、実はこの理論流量比という数値の範囲内でなければならないというのが基本的な考え方になってきます。

そのため、各種口径別に傾斜配分させて調整というのは可能ではあるのですが、設定流量比がAの理論流量比を超えない範囲での調整にはなってくるという部分はございます。

そのため、例えば各委員さんからご意見をいただきまして、ここの改定率につきまして、例えば若干引き上げとか引き下げというご意見につきましては、次回に向けてという形で調整は可能な部分となっております。

○議長（金子浩一） その場合は、長期的な収支ももちろん変わってくるという形にはなるんですよね。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 長期的収支、後ろのほうにつけています投資・財政計画についても若干の影響はございます。数字の変動はあるかと思えます。ただ、基本的にはこの理論流量比の設定の範囲の話になるので、総括原価をクリアするような水準での範囲の動きになると考えております。

○議長（金子浩一） 改めまして、18ページの改定料金あるいは改定率のところをごらんいただいて、この案でよろしいか。あるいは微調整するのであればどこがあるかというような、ただ微調整は今言われたような制約の中で行われるようになりますが。

いかがでしょうか。ちょっと比較する話ではないので難しいのかもしれないですけども、さっきは比較ができたので意見も出やすかったというか、考えやすかったのかなど。

強いご意見がなければ、18ページの料金案で進めていくという形になりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、現時点では（3）の部分につきまして、18ページの案で考えていくということで、また（4）へ進めていきたいと思えます。

それでは、（4）の水量料金の逡増制についてですけれども、前々回の19ページの下に行って3つの案、今回はまた比較できる見やすい3つ並んでいるところになりますけれども、上から黄色い部分で、203円、210円案。202円、210円案。200円、212円案と3つありまして、いかがでしょうか。改めまして、これでよろしいか、あるいはいい案があれば。

いかがでしょうか。207円一律というので、並べてはあるんですけども。

○委員（佐々木秀雄） 真ん中の案なんて少なくなっちゃうんですもんね。この真ん中の。高橋さん、それでいいんだよね。207円を分解しちゃうと真ん中の数字は三角になっちゃうんだよね。少なくなっちゃうもんね。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） ただ今ご質問いただいた点につきましては、202円、210円の場合というところになります。203円、210円の案と比べましても、1円引き下げただけマイ

ナス298万6,620円になってしまう部分があります。基本的には一番開きがないのが、200円、212円の案のものになります。

ただ、11㎡以上の料金単価を現行より引き上げるような形になると水需要の低下を招きかねない懸念がございます。やはり使えば使うほど水道料金がかかってしまうということになりますので、それを避けるような観点から、210円という現行の料金体系と同じような設定をさせていただいている、つまり据え置きの設定にさせていただいている部分でございます。

先ほど申しあげましたように、基本的には水需要の低下を招くような事態というのはなるべくなら避けていきたいという部分でございますので、今回事務局案として出させていただいた203円、210円というのも、こういった理由によるものというふうにご理解いただければと思います。

○委員（佐々木秀雄） わかりました。

○議長（金子浩一） では、改めましていかがでしょうか。水需要が減らないようにというご意向もあって203円、210円案という逡増的な内容が1つ案として、希望案としては出ております。

もしご意見ないのであれば、逡増で203円、210円案という形で再来週以降進めていただくという形でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、ご意見ありがとうございます。一旦方向性としては203円、210円案で考えていくということで、正式な決定は次回以降でまたしていきたいと思います。どうもありがとうございます。

そうしますと、これらを踏まえて（5）、次回の答申（案）の作成についてですが、先ほどのご意見、例えば附帯意見なんかがあればここで出していただいて、盛り込んでいただくというような内容でよろしいですか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） では、事務局から（5）の部分について説明させていただきます。

本日、柴田支店長さんが今の段階では参考人という形でご意見頂戴している部分になります。次回につきましては、今回出させていただいたものについて改めて可否を、審議会として決めていただきたいというふうにご考えております。それらを踏まえた上で答申（案）というものをつくっていくような形で、次回それらに向けた答申（案）について、ある程度骨子となるようなものをお示しさせていただければなというふうにご考えております。

本日、例えば（3）の基本料金の配分についての部分で、本日はご意見出なかった部分かとは思いますが、次回もしそういった形で附帯意見等が出てくるということであれば、

同じような形でお話はお伺いさせていただき、最終的な答申（案）はそれらを踏まえた形で作成という形が必要というふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

ただ、今回（５）の答申（案）の作成について、確認をさせていただきたい部分がございます。第２回の補足資料、お渡ししているものがございます。もし本日お持ちでない場合は、関連部分についてコピーとっておりますので、そちらのほうまずご確認いただきたいと思います。

皆さんお手元のほうに資料はございますか。資料２になります。

この中のご確認いただきたいと思いますページが３ページになります。

今回答申（案）の作成に当たりまして、次の内容を盛り込んでいった答申（案）にさせていただければなというふうに考えております。

まず、２ページの部分です。

まず、しっかりと改定理由を踏まえた上で答申（案）を作成させていただきたいというふうに考えております。ここがございますとおり、改定理由としましては、やはり（１）の老朽管等の更新及び耐震化にかかる財源確保、これが急務になってきているという部分を盛り込んだものにさせていただきたいというふうに考えております。次に、（２）の安定した経営基盤の必要性という部分です。特に平成34年度で企業債償還がピークを迎えますので、ここに向けてもやはり経営基盤の安定が必要になってきます。それを踏まえた上で料金改定がやはり必要であるという部分が大きな理由の一つになると考えております。改定の大きな理由としましては、やはりこの２つが非常に大事な部分になっているかと思っております。また（３）の部分も、水需要減少に伴う料金収入減少への対応の部分も盛り込んだような答申（案）が必要になるというふうに考えております。

次に、３ページの部分になります。

３ページの部分で中段あたり、２の改定の内容という部分です。次回第５回で審議会としての可否という部分を決めていただくことになるかと思っております。ただ、今回で一通り方向性というのは見えた部分があるというふうに考えております。その中でしっかりと示させていただくのが、やはり改定の時期です。平成31年10月からという時期で示させていただくようなものになりたいと思っております。さらに、料金算定期間です。これにつきましては平成31年10月から平成36年３月までの４年６カ月のもの。改定率につきましても、可否を踏まえた上でなりますが、基本的にはここに示させていただいているとおり、おおよそ14%のようなものという形になるかというふうに考えております。料金の算定方法、これにつきましては総括原価方式という形をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

あと、もう一つ大事な部分が、4ページにおける4番の、次期の料金改定の見直しという部分です。先ほど中鉢委員、佐々木委員からご意見いただいたとおり、料金の見直しを今後も随時行っていくことをお明示していく必要があるというふうに考えております。次回、今回なかなか審議会としての可否という部分ができなかった点もございますので、それらを一つ一つ確定していった上で、答申（案）というものをお示しさせていただくようなことができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（金子浩一） では、今、前々回の補足資料に従ってどういう案が出てくるかということをお大ざっぱに説明いただきました。今のご説明に関して、またご質問、ご意見などありましたらまたお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。わかりました。

では、（5）のほうは今のご意見でまた次回以降に備えていくということで閉じたいと思います。以上で（5）までの審議事項、終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） どうもありがとうございました。

長時間にわたる審議、まことにありがとうございました。

それでは、3番の閉会の挨拶に移らせていただきたいと思います。中鉢副会長様、よろしくお祈りします。

○副会長（中鉢敏征） 本日は忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また事務局の方から丁寧なご説明を賜りまして、私どもも深く理解できたかなということで、次回に向けてもう少し私どもも自分なりに勉強しながら、また出席したいと思いますので、本日は本当にどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成30年度の第4回美里町上下水道事業経営審議会を終了させていただきます。

本日はまことにありがとうございました。お疲れさまでした。

閉 会